

配偶者暴力防止法見直しに係る 主な論点及び対応案について (たたき台)

令和3年11月12日
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ・通報の対象となる暴力や保護命令の申立てが可能となる被害者として、精神的暴力や性的暴力、その被害者を対象とするには、どのような基準でその判断を行うべきか。

<対応案>

- ・DV相談の半数以上（57.7％）を精神的DVが占めている^{注1}。また、性的暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものである。
- ・現行法体系をみると、保護命令において、著しく粗野又は乱暴な言動、性的羞恥心を害する事項を告げる等の行為の禁止が設けられており、精神的暴力や性的暴力に該当する行為を禁止する規定が置かれている。また、児童虐待については、生命又は身体に危害を及ぼす暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（児童虐待防止法第2条第4号）を児童虐待の定義のうちに定め、関係機関による早期発見、通告の対象とし、面会等の制限等を定めている。
- ・これらを踏まえ、精神的暴力や性的暴力を受けた場合についても、現行の「身体に対する暴力」との関係、論点2－1の保護命令の要件との関係等も含めて整理を行った上で、一定の場合には、配偶者暴力相談支援センターへの通報対象とするとともに、同言動を受けた者を保護命令の対象に加えてはどうか。
- ・なお、この場合、裁判所における認定の迅速化に資する観点から、基本方針において、解釈について整理することが考えられる。

【参考】

刑法上の傷害罪に含まれるような精神的な障害を与えることは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」すなわちこの法律における「身体に対する暴力」に該当し得るものと考えられます。

（出典：株式会社ぎょうせい「詳解DV防止法2008年版」）

注1：令和2年度「DV相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書より

【参考】

「身体に対する暴力「に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、身体に対する暴力に当たらない、いわゆる精神的暴力（例えば、人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること、交友関係を細かく監視すること等）又は性的暴力（例えば、見たくないポルノビデオ等を見せること、避妊に協力しないこと等）のことです。刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当します。」

（出典：株式会社ぎょうせい「詳解DV防止法2008年版」）

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 略

2 通報や保護命令の在り方について

2-1

- ・保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときの規定ぶりを変更すべきか。

<対応案>

- ・重大性要件は、保護命令の発令が許容される根拠であり、維持するべきではないか。
- ・DV相談において、最も困っていることとして、精神的不調、不眠や自殺念慮等の「このころのこと」を相談した件数のうち、半数近く（48.1％）が精神的DVについても相談している^{注2}。
- ・保護命令を精神的暴力や性的暴力を受けた者について対象にすることを踏まえ、関係法令を参考に、精神的暴力や性的暴力を受けることで「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」といえる場合又は同視できる場合についても、保護命令を出せることとしてはどうか。
- ・その際、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難であり、裁判所が適切かつ迅速に認定を行うための方策について、医師による診断書など専門家の知見の活用も含めて、具体的に整理する必要がある。

【参考】

「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」とは、被害者が殺人、傷害等の被害を受けるおそれ大きいという意味です。

刑法上の傷害罪に含まれるような精神的な障害を与えることは、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」すなわちこの法律における「身体に対する暴力」に該当し得るものと考えられます。

（出典：株式会社ぎょうせい「詳解DV防止法2008年版」）

注2：令和2年度「DV相談＋（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書より

2 通報や保護命令の在り方について

2-2

- ・保護命令制度において、新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか。
- ・新たな命令制度や暫定的な命令を創設する場合、どのような内容の命令が考えられるか。
- ・暫定的な命令を創設する場合、その要件や申立てにあたって必要な疎明資料等の手続きについてはどのように考えられるか。また、命令主体や不服申し立て制度をどのように設定すべきか。
- ・ストーカー規制法の改正を踏まえて、SNSでのつきまとい、GPS等を使用して位置情報を把握することやそれを告げることが禁止行為に追加するべきか。

<対応案>

- ・過去5年の無審尋の保護命令発令をみると、最も多い令和2年でも18件にとどまっている^{注3}。また、保護命令の発令までには約12日余り^{注4}を費やしており、その間に被害者が更なる被害を受けるおそれがある。
- ・手続負担を減らすため、相談・通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察等により申し立ての支援を行うこととしてはどうか。
- ・「新たな命令制度や暫定的な命令」については、迅速性の要請、現行の法体系との整合性、適正手続の確保や実効性のある命令違反の効果はどうするか等を整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。
- ・ストーカー規制法の改正を踏まえ、SNSでのつきまとい、GPS等を使用して位置情報を把握することやそれを告げることが禁止行為に追加してはどうか。

注3：配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第3回）における最高裁判所提出資料より

注4：配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第2回）における最高裁判所ヒアリングより

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条、第28条の2）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第1項、第28条の2）。したがって、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、被害者は、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するように、その事情を申し出ることができる。

2 通報や保護命令の在り方について

2 - 3

- ・保護命令違反の罰則を加重すべきか。
- ・接近禁止命令の命令期間を拡大し、延長を可能とする制度に変更すべきか。

< 対応案 >

- ・ストーカー規制法の改正を踏まえ、保護命令違反の罰則を加重してはどうか。
- ・接近禁止命令について、その期間が6月と限定されていることが、申し立て自体をあきらめる要因となっているとの指摘や、命令の効果で接近していないことが危険性を否定することとなり再度の申し立てが認められないとの指摘がある。
- ・離婚の訴えにおける平均審理期間は、1年以上に及んでいる^{注5}。また、離婚調停をみると、離婚調停が成立した件数のうち、別居期間が6月未満が40%程度であるのに対し、6月以上は45%となっている^{注6}。このように、生活の平穏を取り戻すまでに相当な期間の別居期間が必要な状況にある。
- ・また、類似の制度をみると、ストーカー規制法では、禁止命令の期間を1年とし、延長規定を設けている。住民基本台帳にかかるDV等支援措置では、住民票の写し等の交付等の制限について、必要性の確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年を期間としている。
- ・これらを踏まえ、接近禁止命令の期間を1年としてはどうか。
また、延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの関係、設ける場合には延長の要件等を整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

注5：第9回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（令和3年7月最高裁判所事務総局）より

注6：司法統計より

【参考】

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）
（禁止命令等）

第五条 略

2～7 略

8 禁止命令等の効力は、禁止命令等をした日から起算して一年とする。

9 公安委員会は、禁止命令等をした場合において、前項の期間の経過後、当該禁止命令等を継続する必要があると認めるときは、当該禁止命令等に係る事案に関する第三条の規定に違反する行為の相手方の申出により、又は職権で、当該禁止命令等の有効期間を一年間延長することができる。当該延長に係る期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

10・11 略

第十九条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

【参考】

○住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）（総行市第213号、法務省民一第1581号、平成16年5月31日）

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- ・現行法に基づき、試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することとしているが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきか。
- ・保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか（受講しない者に罰則を科す等）。その際、裁判で有罪が確定していない者に対して、加害者プログラムの受講を強制することに問題はないか。

<対応案>

- ・加害者プログラムについては、令和3年度内に地方自治体で活用可能な基礎的なガイドラインを策定し、令和4年度には、それを踏まえた上で、地方自治体において民間団体と連携し、加害者プログラムの試行実施を行い、本格実施に向けたガイドライン等を策定する。令和5年度以降、全国的な実施に向けて、地方自治体における本格実施に向けたガイドライン等を活用した実施状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、全国での加害者プログラム実施体制の在り方について検討を行う。

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（検討等）

第八条 略

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

4-1

- ・DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきか。
- ・新たな規定を設けるとしたら、どのような規定が必要と考えられるか。

<対応案>

- ・児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力は、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり児童虐待に当たる。DVと同時に児童虐待が行われていることは多い。DV被害者支援の観点からも児童虐待対応の観点からも、両者が連携して一体として対応することは、メンタルケアも含めた被害者支援の上でも必要不可欠である。このため、保護命令が発令された場合等の配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の情報連携の枠組みについて検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

4-2

- ・子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に「被害者」として位置づけていくべきか。
- ・位置づけていく場合、法律上見直しが必要なのはどのような点か。

<対応案>

- ・本法が、「配偶者」からの暴力の特殊性に基づく立法であることを踏まえると、子のみを独立して「被害者」として位置付けることは、**本法の建付けからは困難であるものの、以下のとおりDVと児童虐待の実情に鑑みた政策対応が必要である。**
- ・子供のいる被害女性の約3割が子供への被害経験を認識している^{注7}こと、約6割が被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令も発令されている^{注8}。
- ・このため、子に対する電話等禁止命令（第10条第2項各号に列記する行為の禁止命令）について、現行の被害者の子への接近禁止命令（第10条第3項）が被害者の接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するために発せられるものであること等を踏まえつつ、子に対する電話等禁止命令が必要な場合を整理し、その要件の在り方も含めて検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

注7：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月公表）より

注8：配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ（第3回）における最高裁判所提出資料より

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）
（保護命令）

第十条 略

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4・5 略

5 逃げないDV対応について

- ・DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を現行の2月から6月や1年に延長すべきか。

<対応案>

- ・**本法の制定時において**、退去命令については、これが長期に及んだ場合は居住の自由や財産権等加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念が指摘されている。また、第一次改正において、被害者の実情を踏まえ退去命令の実行性を確保するために身辺整理や転居先の確保等の準備作業を行うことが可能な期間として2月に拡大され、再度の申立てが設けられた。
- ・一方で、論点2－3のように、被害者が生活の平穏を取り戻すまでには、相当な期間を要するのが実情である。また、被害者が住居を所有しているときや、被害が甚大な場合、子が卒業等を控えた場合等の居所を変えると生活に著しい支障を来す場合など、被害者が居所を変えることが困難な場合も想定される。
- ・このため、迅速性の要請、2月を超えた退去命令が必要な場合、居住の自由や財産権等の権利の制約の問題、再度の申立てとの関係等を整理しつつ、例外的に6月の退去命令を出せる場合とその要件について、検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。
- ・また、退去命令について延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの関係、延長の要件等を整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキンググループの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）
（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 略

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2～5 略

6 その他

6 - 1

- ・交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について法制度に組み入れるべきか。

<対応案>

- ・本法が、配偶者暴力には、密室の閉鎖的関係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすい等の特殊性があることをもって、「配偶者」からの暴力について、一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で策定されていることから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難である。
- ・現行法においても、「生活の本拠を共にする交際」（第28条の2）であれば、①専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェアなど）、②福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）、③専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活を除き、広く保護命令の対象となることから、まずは、当該規定を活用していく。
- ・また、現行法においても、**外国人**やいわゆるLGBTQのカップルが生活の本拠を共にする場合についても、保護命令の対象となる。昨今の状況を踏まえ、この旨を**周知徹底し、適切な運用を図っていく**。

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

6 その他

6 - 2

- ・ 司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みを導入すべきか。
司法機関が開始を判断する仕組みは、利用を躊躇させることにつながらないか。

< 対応案 >

- ・ 司法が一時保護の開始を判断する仕組みは、①現状でも必ずしも一時保護を必要とする人全てが直ちに利用できている状況ではないこと、②一時保護は生命・身体の安全を確保するため緊急的に本人の自由意思で利用するものであること、③一時保護の利用を躊躇させることになる等のため、導入すべきではない。

6 その他

6 - 3

- ・「被害者が自立して生活することを促進する」ことは、配偶者暴力相談支援センターの重要な業務の一つであり、被害者の配偶者暴力相談支援センターへの相談をきっかけに生活再建につながる仕組みを構築できないか。また、民間支援団体との関係を支援体系の中に位置付けるべきではないか。
- ・これらについて基本方針や都道府県・市町村計画を活用することが考えられないか。

<対応案>

- ・「被害者が自立して生活することを促進する」ことは、被害者の保護を図る上で極めて重要である。国、都道府県、市町村が連携して、配偶者暴力相談支援センターからワンストップで被害者の生活再建につながる体制を目指すべきである。このため、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画について、被害者の自立を支援するための施策を明記することを義務付けるべきである。
- ・**法第3条第5項に配偶者暴力相談支援センターと民間の団体との連携が明記されているように、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護において、民間の団体は、相談業務、同行支援、自立支援など極めて大きな役割を担っている。配偶者からの暴力の防止を図り、被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。**一方で、民間支援団体の状況は地域により差があることから、直ちに具体的な役割分担を法的に位置付けられる段階には至っていない。
- ・このため、まずは、基本方針、都道府県・市町村計画の記載事項に、国、関係地方公共団体、民間の団体の連携及び協力を位置付けてはどうか。その際、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画に明記することを義務付けることが考えられる。

【参考】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）
（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3・4 略
（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 略
（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 略

2～4 略

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。